

令和 6 事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ
振興財団事業及び決算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 6 事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団事業及び決算を別紙のとおり議会に提出し、報告する。

令和 7 年 8 月 27 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一